

## 消費税免税制度における別送の取扱い廃止のお知らせ

2025年3月11日  
在アルジェリア日本国大使館

1 2025年4月1日から、訪日外国人旅行者向け(日本人の一時帰国者も含みます)消費税免税制度における「別送の取扱い」が廃止されます。

(注)「別送の取扱い」とは？

外国人旅行者等(日本人の一時帰国者を含みます)が免税店で免税購入した物品について、その外国人旅行者等が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いをいいます。

2 2025年4月1日以降に購入した物品については、別送の取扱いは認められませんのでご注意ください。2025年3月31日までに購入した物品については、同年4月1日以降に別送した場合であっても、原則「別送の取扱い」の適用を受けることが可能です。

詳細につきましては、こちらの[リーフレット](#)をご確認ください。

3 内容にかかるお問い合わせは、リーフレットに記載されている相談窓口へ直接ご相談ください。また、以下の観光庁ウェブサイトにおいても案内しておりますので、併せてご確認ください。

【観光庁ウェブサイト】

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01\\_000001\\_00006.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00006.html)